

平成 29 年太子町要綱第 45 号

太子町地域公共交通検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 太子町の住民生活に重要な役割を果たしている公共交通について、町内交通システムの在り方を検討するため、太子町地域公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 太子町の公共交通のあり方に関する事
- (2) その他町長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 22 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 住民代表
- (4) 交通事業者
- (5) 副町長
- (6) 町及び関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事項の検討が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもってこれを充て、副会長は、学識経験を有する者をもってこれに充てる。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会において、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第 8 条 町長は、委員（行政関係者を除く。）に報償を支払うことができる。

(費用弁償)

第 9 条 委員が委員会のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の支給方法について、太子町職員の旅費に関する条例（昭和 58 年太子町条例第 6 号）の規定を準用する。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務部総務政策課が行う。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。